

■ 地域が要件となる加算が設けられているサービスと当県で該当のある根拠法一覧

R304

加算名称	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等へのサービス提供加算
加算率	15%	10%	5%
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）	訪問介護 訪問入浴介護（予防含む） 訪問看護（予防含む） 訪問リハビリテーション（予防含む）
	居宅療養管理指導（予防含む）	居宅療養管理指導（予防含む）	居宅療養管理指導（予防含む）
			通所介護 通所リハビリテーション（予防含む） 認知症対応型通所介護（予防含む）
	福祉用具貸与（予防を含む）	福祉用具貸与（予防を含む）	福祉用具貸与（予防を含む）
	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護(予防含む) 看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護（予防含む） 看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
対象地域 (奈良県関係)	①振興山村 ②辺地	②辺地 ③特定農山村地域 ④半島地域 ⑤過疎地域  いずれも「特別地域加算」の算定対象地域を除く(平成21年厚告83号)	①振興山村 ②辺地 ③特定農山村地域 ④半島地域 ⑤過疎地域  いずれも「通常の事業の実施地域」外の利用者に限る(平成21年厚告83号)

■ 地域が要件となる加算の対象地域を定めた根拠法と大臣告示の比較

根拠法と加算の関連		平24厚告120	平21厚告83	平21厚告83	県内該当	
		特別地域加算 (+15%)	中山間地域等における小規模事業所加算 (+10%)	中山間地域等へのサービス提供加算 (+5%)		
離島振興法	離島振興対策実施地域（2条1項）	○ (1号)		○ (イ)	事業所の運営規程で定める「通常の事業の実施地域」外の利用者に限る	
奄美群島振興開発特別措置法	奄美群島（1条）	○ (2号)		○ (ロ)		
山村振興法	振興山村（7条1項）	○ (3号)		○ (ホ)		あり
小笠原諸島振興開発特別措置法	小笠原諸島（4条1項）	○ (4号)		○ (ヘ)		
沖縄振興特別措置法	離島（3条3号）	○ (5号)		○ (ヌ)		
豪雪地帯対策特別措置法	豪雪地帯（2条1項）	○ (6号)	特別地域加算対象地域は除く	○ (イ)	○ (ハ)	
	特別豪雪地帯（2条2項）	○ (6号)		○ (イ)	○ (ハ)	
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	辺地（2条1項）	○ (6号)		○ (ロ)	○ (ニ)	あり
半島振興法	半島振興対策実施地域（2条1項）			○ (ハ)	○ (ト)	あり
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	特定農山村地域（2条1項）			○ (二)	○ (チ)	あり
過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域（2条1項）			○ (ホ)	○ (リ)	あり
	過疎地域（2条1項）	かつ、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの（平成12年厚告54）		○ (6号)		
	その他の地域					